

○大津市議会会議規程

平成 26 年 2 月 17 日

議会議長告示第 1 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日議会議長告示第 7 号
平成 28 年 3 月 1 日議会議長告示第 2 号
平成 28 年 6 月 1 日議会議長告示第 7 号
平成 29 年 9 月 4 日議会議長告示第 3 号
平成 30 年 2 月 15 日議会議長告示第 1 号
平成 31 年 2 月 15 日議会議長告示第 1 号
令和 2 年 2 月 14 日議会議長告示第 1 号
令和 2 年 5 月 11 日議会議長告示第 6 号
令和 3 年 3 月 30 日議会議長告示第 1 号
令和 3 年 11 月 16 日議会議長告示第 6 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 議事日程（第 10 条—第 14 条）
- 第 3 章 選挙（第 15 条—第 24 条）
- 第 4 章 通年議会（第 25 条—第 27 条）
- 第 5 章 議事（第 28 条—第 31 条）
- 第 6 章 発言（第 32 条—第 40 条の 2）
- 第 7 章 表決（第 41 条—第 47 条）
- 第 8 章 請願（第 48 条）
- 第 9 章 辞職（第 49 条・第 50 条）
- 第 10 章 会議録（第 51 条—第 55 条）
- 第 11 章 協議又は調整を行うための場（第 56 条）
- 第 12 章 補則（第 57 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大津市議会会議条例（平成 26 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第

72条の規定により、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(参集)

第2条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集しなければならない。

(欠席の届出)

第3条 議員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により会議を欠席するときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため会議を欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。

(平27議会議長告示7・令3議会議長告示1・一部改正)

(居所又は事務所の届出)

第4条 議員は、別に居所又は事務所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第5条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会議時間)

第6条 会議時間は、午前10時からとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(会議の開閉)

第7条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第8条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠くに至ったときは、休憩又は延会を宣告する。

(出席の催告)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第113条の規定による出席の催告は、議場にいる議員又は議員の住所（別に居所又は事務所の届出をした者については、当該届出の居所又は事務所）に文書又は口頭をもって行う。

(平27議会議長告示7・一部改正)

第2章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第10条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第11条 議長は、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いずに会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第12条 議長は、必要があると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 議長は、前項の場合、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第13条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終了しなかったときは、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第14条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終了したときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論を用いずに会議に諮って延会することができる。

第3章 選挙

(出席議員数の報告)

第15条 議長は、投票による選挙を行うときは、その旨の宣告の後、議場にいる出席議員数を

報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第16条 議長は、投票を行うときは、職員に所定の投票用紙を議員に配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第17条 議員は、職員の点呼に応じて、順次備え付けの投票箱に投票する。

(投票の終了)

第18条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第19条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第20条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第21条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(議長選挙の立候補制)

第22条 議長職への就任を希望する者は、選挙に先立ち立候補の意思表示をしなければならない。

2 議長選挙に立候補をしようとする議員（以下「立候補議員」という。）は、所定の立候補届出書を議長（議長がない場合は副議長、議長及び副議長がともにない場合は議会局長）に提出する。

3 前項の立候補届出書には、3人以上の議員の推薦を必要とする。

(平28議会議長告示7・追加)

(立候補議員の所信表明)

第23条 立候補議員は、所信表明を行うものとする。

- 2 所信表明は、全員協議会において実施する。
- 3 所信表明の時間は、立候補議員1人当たり5分以内とする。
- 4 立候補議員が複数ある場合の所信表明の順序は、抽選で決める。

(平28議会議長告示7・追加)

(所信表明に対する質疑)

第24条 議員は、立候補議員の所信表明に対し質疑を行うことができる。

- 2 質疑を行おうとする議員は、所定の質疑通告書を議長（議長がない場合は副議長、議長及び副議長がともにない場合は議会局長）に提出する。
- 3 質疑は、それぞれの立候補議員に対し、1会派につき1人が行うことができる。
- 4 質疑の時間は、立候補議員の答弁時間を除き5分以内とする。
- 5 質疑の方法は、一括質問方式とする。

(平28議会議長告示7・追加、令2議会議長告示6・一部改正)

第4章 通年議会

(平27議会議長告示7・追加、平28議会議長告示7・旧第3章の2線下)

(定例会及び会議の呼称)

第25条 定例会は、開会する年を冠して 年市議会定例会と呼称する。

- 2 招集会議は、開会される年を冠して 年市議会招集会議と呼称する。
- 3 通常会議は、再開される年及び月を冠して 年 月市議会通常会議と呼称する。
- 4 特別会議は、再開される年及び月を冠して 年 月市議会特別会議と呼称する。

(平27議会議長告示7・追加、平28議会議長告示7・旧第21条の2線下)

(一事不再議の取扱い)

第26条 条例第8条に規定する一事不再議は、開会又は再開する審議期間（条例第3条第2項に規定する審議期間をいう。以下同じ。）の異なる会議の都度、事情の変更があったものとみなす。

(平27議会議長告示7・追加、平28議会議長告示7・旧第21条の3線下)

(専決事項の報告)

第27条 法第180条第1項の規定により専決処分された事項の議会への報告は、当該専決処分後の直近の通常会議において行う。

(平27議会議長告示7・追加、平28議会議長告示7・旧第21条の4線下)

第5章 議事

(平28議会議長告示7・旧第4章線下)

(委員会に付託した事件の審議順序)

第28条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とし、委員長及び少数意見者の報告、修正案の説明、条例第18条の規定による質疑、討論、表決の順序によって審議する。

(平28議会議長告示7・旧第22条線下)

(委員会の審査を省略した事件の審議順序)

第29条 委員会の審査を省略した事件の審議は、提出者の説明及び議員の質疑の後、修正案の説明、条例第18条後段の規定による質疑、討論、表決の順序によって行う。

(平28議会議長告示7・旧第23条線下)

(委員長及び少数意見者の報告)

第30条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決定する。

3 第1項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(平28議会議長告示7・旧第24条線下)

(議事の継続)

第31条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(平28議会議長告示7・旧第25条線下)

第6章 発言

(平28議会議長告示7・旧第5章線下)

(発言の許可)

第32条 議場での発言は、全て議長の許可を得た後、議長が定める場所で行なければならない。

(平28議会議長告示7・旧第26条線下)

(発言の通告及び順序等)

第33条 会議において発言しようとする議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を

提出しなければならない。ただし、動議提出、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、発言の種別及び内容を記載しなければならない。ただし、質疑又は質問に係る発言の内容は、詳細に記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が定める。
- 4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても、発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。
- 5 議員は、自らの発言に対して議場で答弁を行う説明員（以下「答弁者」という。）を指定することはできない。
- 6 議長に提出された発言通告書の変更については、当該議員の発言順位になるまでは、議長はその変更を認めることができる。この場合において、議長は、その変更内容について会議に報告する。
- 7 発言通告書は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（平28議会議長告示7・旧第27条線下、平29会議長告示3・平30議会議長告示1・一部改正）

（討論の順序）

第34条 討論については、討論の発言通告書が議長に提出された順序により行う。ただし、これによりがたいときは、議長が定める順序で行う。

（平28議会議長告示7・旧第28条線下）

（一般質問）

第35条 一般質問は、各通常会議で行う。

（平27議会議長告示7・追加、平28議会議長告示7・旧第28条の2線下）

（質問方式等）

第36条 会議において、質疑又は一般質問（以下「質問」という。）を行おうとする議員は、発言通告書に記載した発言項目ごとに、次項に規定する質問方式を選択し、発言通告書に記載した順序により行うものとする。

2 質問方式の名称及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）一括質問方式 議員が発言通告書に記載する発言項目（以下「大項目」という。）の全てについてまとめて質問を行い、答弁者がそれに対してまとめて答弁を行う方法をいう。
- （2）分割質問方式 議員が発言通告書に記載する大項目について一項目ごとに質問を行い、

答弁者がそれに対して答弁を行い、その項目が終了すれば、次の発言項目へ移行する方法をいう。

(3) 一問一答方式 議員が発言通告書に記載する大項目及び細目(以下「中項目」という。)中の質問内容(以下「小項目」という。)について一問ずつ質問を行い、答弁者がそれに対して答弁を行い、その小項目が終了すれば、次の小項目へ移行する方法をいう。

3 議員は、都合により発言通告書に記載した発言内容の一部を削除する場合は、議長に対しその旨を伝えなければならない。この場合において、議員は削除した発言内容に戻って質問を行うことはできない。

4 議員は、一問一答方式を選択した場合において、再度の質問(以下「再質問」という。)を行う必要があるときは、一問一答方式に準じて再質問を行う。

5 議員は、一括質問方式又は分割質問方式を選択した場合において、再質問を行う必要があるときは、答弁に対する疑問点等をまとめて再質問を行う。この場合において、最初の再質問(分割質問方式を選択した場合は、それぞれ大項目での最初の再質問)を行った大項目又は中項目に限り、更に再質問を行うことができるものとし、当該再質問以降更に再質問を行う場合は、これに準ずる。

6 議員は、分割質問方式又は一問一答方式を選択した場合において、一つの大項目、中項目又は小項目について質問及び答弁が終了し、次の質問に移った後は、再び前の大項目、中項目又は小項目に戻って質問を行うことはできない。

(平28議会議長告示7・旧第29条線下)

(発言時間)

第37条 議員の質問の発言に要する時間(以下「発言時間」という。)は、質問方式にかかわらず、答弁の時間を含めて60分とする。ただし、答弁の途中で発言時間が経過する場合には、当該答弁の終了をもって発言時間とする。

(平28議会議長告示7・旧第30条線下)

(質問の留意点)

第38条 会議において質問を行う議員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 数値、データ等を求める質問及び文献、通達等を引用した質問は、発言通告書に具体的に求める数値、データ等及び引用した文献、通達等の名称を明記すること。

(2) 次の項目の質問に移るときは、次の項目に移る旨を明確に発言すること。

(3) 繰り返しになる同じ内容の再質問は、行わないこと。

- (4) 意見及び要望等で終始する発言は、行わないこと。
- (5) 発言通告書に記載のない事項の質問は、答弁の内容にかかわらず行わないこと。
- (6) 発言時間の残り3分をもって、次の質問は行わないこと。

2 答弁者は、質問に対する答弁のため必要があるときは、当該質問者に対して質問の趣旨を確認することができる。

(平28議会議長告示7・旧第31条線下)

(代表質問の質問方式等)

第39条 代表質問は、市長による施政方針が表明される会議又は新年度予算が審議される会議に行う。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りでない。

2 代表質問における質問方式は、一括質問方式とする。

3 代表質問における発言時間(答弁の時間を除く。)は、次の各号に掲げる会派の所属議員数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 所属議員数3人以上10人以下 40分

(2) 所属議員数11人以上 50分

4 代表質問の発言の順位は、所属議員数が多い会派から行う。

(平27議会議長告示7・平28議会議長告示2・一部改正、平28議会議長告示7・旧第32条線下、平31議会議長告示1・令2議会議長告示1・一部改正)

(発言の取消し又は訂正)

第40条 発言した議員は、当該発言があった審議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 前項の規定は、答弁者の発言について準用する。

(平27議会議長告示7・一部改正、平28議会議長告示7・旧第33条線下)

(文書による再質問)

第40条の2 条例第33条の2第2項の再質問申出書は、様式第3号によるものとする。

2 議長は、条例第33条の2第3項の規定による申出を行ったときは、遅滞なく当該再質問申出書を提出した議員を除く全議員に再質問申出書の写しを配付するものとする。

3 議長は、執行機関等から答弁書を受領したときは、遅滞なくその写しを全議員に配付するものとする。

4 条例第33条の2第4項の規定による質問の手続については、前3項の規定を準用する。

(平 2 9 議会議長告示 3 ・ 追加)

第 7 章 表決

(平 2 8 議会議長告示 7 ・ 旧第 6 章線下)

(起立による表決)

第 4 1 条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システムの賛成ボタンを押させることによって表決をとることができる。

(平 2 8 議会議長告示 7 ・ 旧第 3 4 条線下)

(投票による表決)

第 4 2 条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 議長は、同時に記名投票又は無記名投票の要求があるときは、いずれの方法によるか討論を用いず、会議に諮って決定する。

(平 2 8 議会議長告示 7 ・ 旧第 3 5 条線下)

(記名投票、無記名投票)

第 4 3 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成、否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(平 2 8 議会議長告示 7 ・ 旧第 3 6 条線下)

(投票の効力)

第 4 4 条 記名投票又は無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。

(平 2 8 議会議長告示 7 ・ 旧第 3 7 条線下)

(選挙規定の準用)

第 4 5 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 1 5 条から第 1 9 条まで、第 2 0 条第 1 項及び第 2 1 条の規定を準用する。

(平 2 8 議会議長告示 7 ・ 旧第 3 8 条線下)

(簡易表決)

第46条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができるものとし、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告する。ただし、議長は、宣告に対し出席議員3人以上から異議があるときは、起立の方法又は電子採決システムで表決をとらなければならない。

(平28議会議長告示7・旧第39条線下)

(表決の順序)

第47条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 議長は、同一の議題について、議員から複数の修正案が提出されたときは、表決の順序を定めるものとし、その順序は、原案に最も遠いものから先に行うものとする。ただし、議長は、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決定する。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

(平28議会議長告示7・旧第40条線下)

第8章 請願

(平28議会議長告示7・旧第7章線下)

(請願文書表の作成及び配布)

第48条 議長は、次に掲げる事項を記載した請願文書表を作成し、議員に配布する。

(1) 受理番号及び受理年月日

(2) 請願の件名

(3) 請願者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(4) 請願の趣旨

(5) 紹介議員の氏名

(6) 付託委員会の名称

2 請願者が数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容が同一のものは、ほか何件と記載する。

(平28議会議長告示7・旧第41条線下)

第9章 辞職

(平28議会議長告示7・旧第8章線下)

(議長及び副議長の辞職)

第49条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、

辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(平28議会議長告示7・旧第42条線下)

(議員の辞職)

第50条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平28議会議長告示7・旧第43条線下)

第10章 会議録

(平28議会議長告示7・旧第9章線下)

(会議録の記載事項)

第51条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

(3) 出席及び欠席議員の氏名

(4) 職務のため議場に出席した議会局職員の職氏名

(5) 説明のため出席した者の職氏名

(6) 議事日程

(7) 議長の諸報告

(8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更

(9) 委員会報告書及び少数意見報告書

(10) 会議に付した事件

(11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(12) 選挙の経過

(13) 議事の経過

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) その他、議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音機器によって記録し、又は速記法によって速記する。

3 会議録は、審議期間ごとに作成する。

(平27議会議長告示7・一部改正、平28議会議長告示7・旧第44条線下)

(整文)

第52条 議長は、明らかな錯誤による発言について、字句の修正を行うことができる。

(平28議会議長告示7・旧第45条線下)

(会議録に掲載しない事項)

第53条 一般の閲覧に供する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第40条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(平28議会議長告示7・旧第47条線下・一部改正、令3議会議長告示1・旧第54条線下・一部改正)

(会議録署名議員)

第54条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

(平28議会議長告示7・旧第48条線下、令3議会議長告示1・旧第55条線下)

(会議録の保存年限)

第55条 会議録の保存年限は、永年とする。

(平28議会議長告示7・旧第49条線下、令3議会議長告示1・旧第56条線下)

第11章 協議又は調整を行うための場

(平28議会議長告示7・旧第10章線下)

(任意の協議等の場)

第56条 条例第70条第5項に規定する任意の協議等の場を別表のとおり設ける。

(平28議会議長告示7・旧第50条線下、令3議会議長告示1・旧第57条線下)

第12章 補則

(平28議会議長告示7・旧第11章線下)

(その他)

第57条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

(平28議会議長告示7・旧第51条線下、令3議会議長告示1・旧第58条線下)

附 則

この規程は、平成26年2月17日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日議会議長告示第7号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日議会議長告示第2号)

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日議会議長告示第7号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年9月4日議会議長告示第3号）

この告示は、平成29年9月4日から施行する。

附 則（平成30年2月15日議会議長告示第1号）

この告示は、平成30年2月15日から施行する。

附 則（平成31年2月15日議会議長告示第1号）

この告示は、平成31年2月15日から施行する。

附 則（令和2年2月14日議会議長告示第1号）

この告示は、令和2年2月14日から施行する。

附 則（令和2年5月11日議会議長告示第6号）

この告示は、令和2年5月11日から施行する。

附 則（令和3年3月30日議会議長告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月16日議会議長告示第6号）

この告示は、令和3年11月16日から施行する。

別表（第56条関係）

（平27議会議長告示7・平28議会議長告示7・令3議会議長告示1・一部改正）

名称	目的	構成員	招集権者
各派幹事長会	議会運営委員会の所管事項等に関する協議又は調整	議長、副議長及び所属議員が3人以上の会派の幹事長	議長（一般選挙後最初の会議の招集は、議会局長）
各派代表者会議	会派間の意見調整が必要な事項に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派の代表者	議長
政策検討会議	条例等の政策提案に関する協議	各会派から選出された委員	政策検討会議座長
議会活性化検討委員	議会の活性化に関する協	副議長及び議会運営委員	議会活性化検討委員会委

会

議

会委員

員長

様式第1号(第33条関係)

年 月 日

発言通告書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

次のとおり通告します。

1 発言の種別 代表質問 質疑・一般質問 緊急質問

2 発言内容

質問方式	発言項目	細目	質問内容	備考

様式第2号(第33条関係)

年 月 日

発言通告書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

次のとおり通告します。

1 発言の種別 討論 議事進行 一身上の都合 提案説明

2 発言内容

様式第3号(第40条の2関係)

年 月 日

再質問申出書

大津市議会議長

様

大津市議会議員

年 月 日の会議において発言訂正のあった事項について、下記のとおり再度質問したいので申し出ます。

記

1 訂正された内容

2 質問事項

様式第1号（第33条関係）

（平29議会議長告示3・追加、令3議会議長告示6・一部改正）

様式第2号（第33条関係）

（平29議会議長告示3・追加、平30議会議長告示1・令3議会議長告示6・一部改正）

様式第3号（第40条の2関係）

（平29議会議長告示3・追加、令3議会議長告示6・一部改正）